

	<p>日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部</p> <p>NEWS LETTER</p>	<p>2019年7月8日発行 第45号 事務局長 水原 渉</p> <p>TEL/FAX 0749-47-5169 (共通) go-ma-me@hi3.enjoy.ne.jp</p>
---	---	---

【新事務局長所感】2019年度活動開始にあたり

事務局長 水原 渉

会員の皆さん、日頃のご協力に感謝します。

本「会議」の「会則」前文では「科学を人類に役立つ正しく発展させていくことは、わたしたち……の共通の任務」だとしています。この立場から、軍学共同、研究不正などの批判と根絶を、そして発展のための自由な研究環境の実現、確保などを追及し、活動を展開していきます。これらは科学者の本来的要求でもあるでしょう。私は県立大学教員OBで現役ではないですが、科学研究の動向、様々な科学的知見に関心を持つ一市民として科学者会議に参加しています。様々な事実を正しく知りたいということも「学問の自由」であり、市民の権利です。この行使のためにも事務局長任務遂行に努力したいと思います。またこの場をお借りし前事務局長小島さんの13年の頑張りに謝意を表します。

【活動報告】旧満洲第731部隊軍医将校の 学位授与の検証を京都大学に求める活動

この一年、京都大学（以下、京大）に対して、日本軍の細菌戦部隊いわゆる731部隊の軍医の博士論文を検証するようにと力を注いできたので、その報告を兼ねて協力を訴えさせて頂きたい。

日本軍の細菌戦に京大が深くかかわっていたと言われてきたが、京大は無視し、自ら検証することはなかった。この状況を少しでも変え、京大が再び軍学共同につき進まないようにと、有志によって、昨年1月に会が創立され、5人の共同代表のうち1人は滋賀支部の池内了会員で、事務局は日本科学者会議京都支部に置かれ、私は事務局長に選ばれた。そこで問題にしたのが、京大が加担した確実な証拠といえる、「旧満洲第731部隊軍医将校の学位授与」論文である。

当の論文はイヌに附着しているペストに感染したイヌノミの実験に関するものだが、主な問題点は、さる

（論文は漢字片仮名交じり文で執筆されていた。しかし「サル」と記されるべきところだけが「さる」と繰り返し記されており「サル」と記されているところはなかった。）にイヌノミを沢山附着すると6-8日後にそのさるは頭痛、高熱、食思不振を訴えたという結果などから、「イヌノミ」がヒトにペストを感染することを明らかにしたというものだ。サルが「頭痛、高熱、食思不振」を訴えられるであろうか。ヒトに対する実験無しには、「イヌノミ」がヒトにペストを感染するとは言えないはずだ。このことからさるが実はヒトではなかったかとの疑いが生じる。

この論文に対して医学博士の学位を授与した京大は、このことについて検証する義務があるということで、昨年7月に京大に要請した。京大は要請を深く受け止め、過去を変えることはできないが、未来に生かすようにしたいなどと表明し、10月には大学の規程を準用して「予備調査」を開始した。しかし、今年の2月に通知されてきた「予備調査」の結果は、「サルの頭痛を把握するのは不可能ではない」「39度の体温を有するサルもある」ので、「特殊実験」に使用された動物がサルであるということを明確に否定できるほどの科学的合理的理由があるとは言えず、実験報告の捏造・改ざんであるとまでは断定できない。さらに著者に対するヒアリングも不可能であり、また、対象論文を科学的に検証するための実験ノートや生データが存在しないことから調査を継続することは不可能である。したがって本調査は行わないというものだ。

この通知に対して会は異議を申立てたが、3月に却下された。さらに本調査を行わないと決定した研究公正調査委員会の委員の氏名・所属や予備調査に係る資料（議事録を含む）の公表を要請したが「否」だ。

しかし、京大による「本調査」実施が欠かせない局面に達した。「本調査」を行わないという京大の方針が変わるかどうかは、理不尽で失笑を買うような学術水

準の予備調査結果に対する世論が重要として、京大構内での連続企画、国内外の署名筆数の大幅拡大などを進めるとともに、行政訴訟も辞さずに情報公開制度を活用していくことにした。是非滋賀支部でもさらなるご関心とご協力と呼び掛けさせていただきたい。

詳細については、次のホームページで閲覧できる。

<https://war-kyoto-university.jimdo.com/>

本報告の一部は、2019年度滋賀支部定期大会で報告した。(西山勝夫)

【海外の報告】ドイツにおける廃棄物行政（1報）

(NEWS LETTER 44号で希望がありました海外の残土問題の状況を、現在、ドイツに在住されているジャーナリストの川崎会員に報告して頂きました。)

・日独の廃棄物行政の違い

地域主権（連邦共和国）のドイツでは、廃棄物行政は、連邦州の所管官庁が直接担っているという、日本との大きな違いがあります。

連邦レベルでも、廃棄物（核廃棄物も含む）は「連邦環境省」とその下位官庁の「連邦環境庁」の所轄です。日本のように、廃棄物が種類によって縦割りの異なる官庁に担当されることはありません。以前ドイツに視察に来られた日本の産業廃棄物業者の方々から、申請書類も縦割りのため、たいへん苦勞をされていると聞きました。また、日本では建設残土の搬出量を国土交通省が発表していますが、ドイツの連邦環境局が発表する廃棄物データはすべて、国のデータを一元的に管理している連邦統計局のものという違いもあります。特に強調しておきたいのは、「縦割りの官僚が天下り先の業界を保護するための法律を作り、2～3年ごとに異動するという無責任行政の日本とは大きく異なる」ということです。ドイツの行政機関では、政策に精通した専門家が、長年同じ部署で、当然のことながら業界ではなく市民のために働いています。

・ドイツに、類似の建設残土問題はありますか。

上記のような背景のため、44号で紹介されたような事例と似た個別のケースを各州で探すことはあまりにも困難で、見つかりませんでした。次号で補足します。

・違法投棄の罰金

ドイツには、環境汚染につながるあらゆる違法行為

に対する罰金の詳細が、連邦州ごとに決まっています。建設廃棄物違法投棄の場合、「1 m³まで、5 m³まで、それ以上」というカテゴリーが多く、金額は50から最高5万ユーロまで、州ごとに一律ではありません。

いくつかの州には「有害物質で汚染されている場合」という追加項目があり、課徴金も高くなります。メクレンブアク-フォアポメアン州だけは、「1 m³まで、1～10 m³、10～100 m³、それ以上」で、州の事情が反映されているようです。首都ベルリンに違法投棄がないとは思えませんが、罰金の情報はありません。

・法体系と廃棄物コード

連邦の「循環経済法」や欧州の指針に沿って、各連邦州の廃棄物法が定められているので、日本の法体系と比較することは困難です。各州の廃棄物専門行政官のために、16の連邦州を横断する廃棄物作業委員会（LAGA）が、共通で使える説明書を発行するなど、共有資料は充実しています。

欧州廃棄物目録政令により、建設廃棄物のコードは70101の「コンクリート」から170904までが決められています。170904は、「建設および取り壊し・撤去で発生する混合廃棄物で、170901、170902および170903に属するものを除く」となっています。（次号に続く）

(在ドイツ 川崎 陽子)

【報告】「ひこねピースフェスタ」の開催

滋賀支部も毎年後援している「ひこねピースフェスタ」が5月18日、19日に開催されました。

今回は憲法で武力を放棄しているコスタリカについて、伊藤千尋さんの講演「憲法を活かすときーコスタリカから9条へ」（18日）と映画「コスタリカの奇跡～積極的平和国家のつくり方～」の上映（19日）が中心で、多くの人たちが、平和国家コスタリカの「戦争ではなく平和、教育、福祉」といった選択、更には教育で徹底して民主的な政治参加を教えていることに感銘したようでした。滋賀支部も科学者会議のコーナーを設け、もっと科学の民主的発展や社会的役割などについて知ってもらうようにできたらいいなどの感想が参加会員からいただきました。なお有志会員によって科学オモチャや蒸気エンジン模型などが展示され、多くの参加者の関心を引いていました。（水原 渉）